

茨城県建設コンサルタント業務執行規則新旧対照表

改正案	現行
(趣旨) 第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条の3</u>の規定に基づき、法令、条例等に特別の定めのあるもののほか、県が行う建設コンサルタント業務の委託について、必要な事項を定めるものとする。 様式第2号(第6条第1項) (総則) 第1条 略 2 略 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者<u>の管理技術者(第9条第1項に規定する管理技術者をいう。以下同じ。)</u>に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。 4～11 略 (指示等及び協議の書面主義) 第2条 この契約に定める指示、<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(次項において「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。 2～3 略	(趣旨) 第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条の2</u>の規定に基づき、法令、条例等に特別の定めのあるもののほか、県が行う建設コンサルタント業務の委託について、必要な事項を定めるものとする。 様式第2号(第6条第1項) (総則) 第1条 略 2 略 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者<u>が第9条第1項に規定する管理技術者</u> _____に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。 4～11 略 (指示等及び協議の書面主義) 第2条 この契約に定める指示_____, 請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(次項において「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。 2～3 略

第3条 略

(権利義務の譲渡等)

第4条 略

2 略

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、また、その使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第5条～第7条 略

(意匠の実施の承諾等)

第7条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に規定する登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条第1項の規定に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、

第3条 略

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 略

2 略

【新規】

【新規】

第5条～第7条 略

【新規】

あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第 8 条 略

2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

(1)～(4) 略

3～5 略

第 9 条～第 20 条 略

(適正な履行期間の設定)

第 20 条の 2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 21 条 略

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 22 条 略

2 【削除】

(監督員)

第 8 条 略

2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)～(4) 略

3～5 略

第 9 条～第 20 条 略

【新規】

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 21 条 略

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 22 条 略

2 発注者は、この契約の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 23 条～第 28 条 略

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第 29 条 発注者は、第 7 条、第 16 条から第 20 条まで、第 21 条、第 22 条、第 25 条、第 26 条、前条又は第 38 条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて、設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 略

第 30 条～第 32 条 略

(前金払)

第 33 条 略

2～5 略

6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の日における

変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 23 条～第 28 条 略

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第 29 条 発注者は、第 7 条、第 16 条から第 22 条まで、第 25 条又は第 26 条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて、設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 略

第 30 条～第 32 条 略

(前金払)

第 33 条 略

2～5 略

6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.7 パーセントの割

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）
第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案
して決定する率（以下「財務大臣が定める率」という。）を乗じて計
算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第 34 条・第 35 条 略

（部分払）

第 35 条の 2 受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了し
た部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該
引渡し部分を除く。以下「既履行部分」という。）に相応する業務委
託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 8 項までに
定めるところにより部分払を請求することができる。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請
求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以
内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項
の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知し
なければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とす
る。

5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第 1
項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定めるもの
とする。ただし、発注者が第 3 項の通知に併せて第 1 項の業務委託
料相当額の協議を申し出た日から 10 日以内に協議が整わない場合

合で

計
算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第 34 条・第 35 条 略

【新規】

には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

部分払金の額 $\leq$ 第 1 項の業務委託料相当額 $\times$ （9／10－前払金額／業務委託料）

6 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

7 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び第 5 項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」と読み替えるものとする。

8 履行期間中に部分払を請求することができる回数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第 36 条 略

（債務負担行為に係る契約の特則）

第 36 条の 2 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下この条において「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年 度	円
年 度	円
年 度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりとする。

第 36 条 略

【新規】

年 度 _____ 円

年 度 _____ 円

年 度 _____ 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第 36 条の 3 債務負担行為に係る契約の前金払については、第 33 条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第 34 条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額（前会計年度末における第 35 条の 2 第 1 項の業務委託料相当額（以下この条及び次条において「前会計年度末業務委託料相当額」という。）が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えるものとする。ただし、この契約を締結した会計年度（以下この条及び次条において「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を

【新規】

含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができるものとする。

4 第 1 項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときは、同項の規定による読替え後の第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第 1 項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときは、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合にあつては、第 34 条第 3 項の規定を読み替えて準用するものとする。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第 36 条の 4 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（次項において「履行高超過額」という。）について部分払を請求することができるものとする。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の

【新規】

額については、第 35 条の 2 第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、
次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{業務委託料相当額} \times 9 / 10$$

一 (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)

－ {業務委託料相当額－（前会計年度までの履行高予定額＋履行高超過額）}

×当該会計年度前払金額／当該会計年度の履行高予定額

(第三者による代理受領)

第 37 条 略

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第31条(第36条において準用する場合を含む。)又は第35条の2の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第 38 条 受注者は、発注者が第 33 条、第 35 条の 2 又は第 36 条第 1 項若しくは第 2 項において読み替えて準用される第 31 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 略

(第三者による代理受領)

第 37 条 略

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第31条(前条において準用する場合を含む。)_____の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第 38 条 受注者は、発注者が第 33 条_____又は第 36 条第 1 項若しくは第 2 項において読み替えて準用される第 31 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 略

(契約不適合責任)

第 39 条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催

(瑕疵担保)

第 39 条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して、相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 30 条第 3 項又は第 4 項(第 36 条第 1 項又は第 2 項においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から 3 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

3 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

【削除】

第 40 条 削除

(発注者の任意解除権)

第 41 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 41 条の 3 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 第 1 項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 40 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から第 36 条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 31 条第 2 項(第 36 条第 1 項又は第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第 41 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)～(6) 略

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 41 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第 4 条第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(4) 管理技術者を配置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第 39 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 41 条の 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 41 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続が開始された場合における破産管財人

(2) 受注者について更生手続が開始された場合における管財人

(3) 受注者について再生手続が開始された場合における再生債務者等(民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 2 条第 2 号に規定する再生債務者等をいう。)

(談合その他不正行為による解除)

第 41 条の 3 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して、業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第4条第4項の規定に違反して、譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) この契約の成果物を完成させる債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条及び第45条の2において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(当該排除措置命令がされなかった場合にあっては、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令。以下同じ。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 独占禁止法第7条の2第1項ただし書、第10項又は第20項の規定に該当することにより受注者が独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による命令を受けなかった場合において、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による命令又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による命令(これらの命令が受注者又は受注者が独占禁止法第8条第4号に規定する構成事業者である独占禁止法第2条第2項に規定する事業者団体(以下この条において「受注者等」という。))に対して行われた場合にあっては受注者等に対するそれらの命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていない場合にあっては各名宛人に対するそれらの命令が全て確定した場合における当該命令をいう。)(以下この条において「排除措置命令等」という。)において、受注者が、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(9) 第 42 条又は第 43 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)

(3) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となる取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者等に対し独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による命令を行いこれが確定した場合にあっては、当該命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条による刑が確定したとき。

2 前条の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する

【新規】

で、発注者が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(11) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この号において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この号において同じ。）。

イ 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下この号において同じ。）において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ ア及びイに規定する納付命令又は排除措置命令により、受

注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第41条の4 第41条の2各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第42条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

【新規】

第42条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第41条及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注

(受注者の催告によらない解除権)

第 43 条 略

(1)～(2) 略

【削除】

【削除】

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 43 条の 2 第 42 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第 44 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 36 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。

この

場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応す

者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第 43 条 略

(1) ～(2) 略

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

【新規】

(解除の効果)

第 44 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 36 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約 を解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(第 36 条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下この条及び次条において「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応す

る業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 略

（解除に伴う措置）

第 45 条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 33 条（第 36 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第 41 条の 2、第 41 条の 3 又は次条第 3 項の規定による解除
_____にあつては、当該前払金の額（第 36 条第 1 項又は第 2 項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じて財務大臣が定める率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第 41 条、第 42 条又は第 43 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 33 条（第 36 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第 36 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 2 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する_____。この場合において、受領済の前払金になお余剰が

る業務委託料(以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。

3 略

（解除に伴う措置）

第 45 条 この契約が_____解除された場合において、第 33 条 _____の規定による前払金があったときは、受注者は、第 41 条又は第 41 条の 3 の規定による解除(第 41 条の 2 第 2 項各号に掲げる者による解除を含む。次項において同じ。)にあつては、当該前払金の額(第 36 条第 1 項又は第 2 項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 2.7 パーセントの割合で_____計算した額の利息を付した額を_____、第 42 条又は第 43 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が_____解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 33 条 _____の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第 36 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰が

あるときは、受注者は、第 41 条の 2、第 41 条の 3 又は次条第 3 項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じて財務大臣が定める率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第 41 条、第 42 条又は第 43 条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第 36 条第 1 項又は第 2 項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第 6 条第 3 項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

5 略

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第 41 条の 2、第 41 条の 3 又は次条第 3 項の

あるときは、受注者は、第 41 条又は第 41 条の 3の規定による解除にあっては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 2.7 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を 、第 42 条又は第 43 条の規定による解除にあっては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が 解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、 契約が 解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第 36 条第 1 項又は第 2 項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第 6 条第 3 項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

5 略

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第 41 条又は第 41 条の 3 によるとき(第 41

規定によるときは受注者が負担し、第 41 条、第 42 条又は第 43 条の規定によるときは発注者が負担する。

(2) 略

6 略

7 第 3 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 41 条の 2、第 41 条の 3 又は次条第 3 項によるときは発注者が定め、第 41 条、第 42 条又は第 43 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段及び第 4 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理について発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第 45 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

条の 2 第 2 項各号に掲げる者がこの契約を解除したときを含む。第 7 項において同じ。)は受注者が負担し、第 42 条又は第 43 条によるときは発注者が負担する。

(2) 略

6 略

7 第 3 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が_____ 第 41 条又は第 41 条の 3 _____によるときは発注者が定め_____、第 42 条又は第 43 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段及び第 4 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

【新規】

(賠償の予定)

第 45 条の 2 受注者は、受注者がこの契約に関して第 41 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当したときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、また、業務の完了の前後を問わず、業務委託料の 100 分の 15 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当した場合であつて、排除措置命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第 41 条の 2 又は第 41 条の 3 の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 41 条の 2 又は第 41 条の 3 の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破

は、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する業務委託料の 100 分の 15 に相当する額の賠償金に代えて、業務委託料の 100 分の 20 に相当する額の賠償金を発注者に支払わなければならない。

- (1) 第 41 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。
- (2) 第 41 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 略

3 前 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について発注者が受注者に賠償を請求することを妨げるものではない。

産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ財務大臣が定める率を乗じて計算した額とする。

（談合等の不正行為があった場合の違約金等）

第 45 条の 3 受注者は、受注者がこの契約に関して第 41 条の 3 第 11 号アからエまでのいずれかに該当したときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、また、業務の完了の前後を問わず、業務委託料の 100 分の 15 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同号ア又はイのい

れかに該当した場合であって、排除措置命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する業務委託料の 100 分の 15 に相当する額の違約金に代えて、業務委託料の 100 分の 20 に相当する額の違約金を発注者に支払わなければならない。

(1) 第 41 条の 3 第 11 号アに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 の規定の適用があるとき。

(2) 第 41 条の 3 第 11 号イに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同号エに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 第 41 条の 3 第 11 号エに該当する場合であって、同号アに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 3 の規定の適用があるとき。

(4) 受注者がこの契約に係る業務の請負に関し、独占禁止法等に抵触する違反行為は行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分について発注者が受注者に賠償を請求することを妨げるものではない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第 1 項及び第 2 項の違約金

を免れることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 45 条の 4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 42 条又は第 43 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 31 条第 2 項 (第 36 条において準用する場合を含む。) の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 45 条の 5 発注者は、引き渡された成果物に関し、第 30 条第 3 項又は第 4 項(第 36 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し (以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除 (以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を

問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間
(以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。)
の内に契約不適合を知り,その旨を受注者に通知した場合において,
発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法によ
る請求等をしたときは, 契約不適合責任期間の内に請求等をしたも
のとみなす。
- 4 発注者は, 第 1 項の請求等を行ったときは, 当該請求等の根拠と
なる契約不適合に関し, 民法の消滅時効の範囲内で, 当該請求等以
外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は, 契約不適合が受注者の故意又は重過失により生
じたものであるときには適用せず, 契約不適合に関する受注者の責
任については, 民法の定めるところによる。
- 6 民法第 637 条第 1 項の規定は, 契約不適合責任期間については適
用しない。
- 7 発注者は, 成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知った
ときは, 第 1 項の規定にかかわらず, その旨を直ちに受注者に通知
しなければ, 当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。
ただし, 受注者がその契約不適合があることを知っていたときは,
この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容, 発注者
の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは, 発注者
は当該契約不適合を理由として, 請求等を行うことができない。た

だし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であること
を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第 46 条 略

(賠償金等の徴収)

第 47 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日までの日数に応じ、財務大臣が定める率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣が定める率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第 48 条 略

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の手續を請求することができない。

3 略

第 46 条 略

(賠償金等の徴収)

第 47 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年 2.7 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.7 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第 48 条 略

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 13 条第 2 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 4 項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 2 項若しくは第 4 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第 1 項のあっせん又は調停の手續を請求することができない。

3 略

(情報通信の技術を利用する方法)

第 48 条の 2 この契約において書面により行わなければならないこととされている指示等は，法令に違反しない限りにおいて，電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし，当該方法は，書面の交付に準ずるものでなければならない。

(通知等の様式)

第 49 条 略

2 略

(契約外の事項)

第 50 条 略

備考

1 成果物が通常建築物に係るものである建築関係建設コンサルタント業務(茨城県建設コンサルタント業務執行規則(平成 8 年茨城県規則第 19 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築関係建設コンサルタント業務をいう。以下同じ。)の委託契約を締結する場合には，第 5 条を次の条文に差し替え，第 5 条の次に第 5 条の 2 から第 5 条の 6 までを加える。

(秘密の保持)

第 5 条 受注者は，この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

【新規】

(通知等の様式)

第 49 条 略

2 略

(契約外の事項)

第 50 条 略

備考

1 成果物が通常建築物に係るものである建築関係建設コンサルタント業務(茨城県建設コンサルタント業務執行規則(平成 8 年茨城県規則第 19 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築関係建設コンサルタント業務をいう。以下同じ。)の委託契約を締結する場合には，第 5 条を次の条文に差し替える。

(秘密の保持)

第 5 条 成果物(第 36 条第 1 項の規定により読み替えて準用される第 30 条に規定する指定部分に係る成果物及び第 36 条第 2 項の規定により準用される第 30 条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条に同じ。)又は成果物を利用して完成した建築

2 略

【削除】

【削除】

物(以下この条において「本件建築物」という。)が著作権法(昭和45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利(以下この条において「著作権等」という。)は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

2 略

3 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用について許諾するものとする。この場合において、受注者は、当該成果物の利用について発注者以外の第三者に許諾してはならない。

(1) 成果物を利用して建築物を 1 棟(成果物が 2 以上の構えをなす建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき 1 棟ずつ)完成すること。

(2) 前号の目的及び本件建築物の維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を自ら複製し、翻案し、変形し、修正し、若しくは改変すること又は発注者の委任した第三者をして複製させ、翻案し、変形させ、修正させ、若しくは改変させること。

4 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用について許諾するものとする。

(1) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(2) 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替えにより改

【削除】

【削除】

【削除】

【削除】

【削除】

【削除】

(著作権の帰属)

第 5 条の 2 成果物（第 36 条第 1 項の規定により準用する第 30 条
に規定する指定部分に係る成果物及び第 36 条第 2 項の規定によ

変し、又は取り壊すこと。

5 受注者は、発注者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に
公表することを許諾するものとする。

6 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あ
らかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

7 受注者は、第 3 項及び第 4 項の場合において、著作権法第 19 条
第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利を行使しないものとす
る。

8 受注者は、成果物又は本件建築物に係る受注者の著作権等を第
三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、
発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

9 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵
害するものでないことを、発注者に対して保証するものとする。

10 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を
侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講
じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は
必要な措置を講ずるものとする。

【新規】

り準用する第 30 条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条から第 5 条の 6 まで及び第 7 条の 2 において同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利（以下この条から第 5 条の 6 までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

（著作物等の利用の許諾）

第 5 条の 3 受注者は発注者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾するものとする。この場合において、受注者は、次の各号に掲げる成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

（1） 成果物を利用して建築物を 1 棟（成果物が 2 以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき 1 棟ずつ）完成すること。

（2） 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を

【新規】

許諾する。

(1) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(2) 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第 5 条の 4 受注者は、発注者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾するものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 受注者は、前条の場合において、著作権法第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項の権利を行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第 5 条の 5 受注者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第 5 条の 6 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証するも

【新規】

【新規】

【新規】

のとする。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

2 成果物が記念的象徴的建築物に係るものである建築関係建設コンサルタント業務の委託契約を締結する場合には、第 5 条及び第 7 条の 2 を次の条文に差し替え、第 5 条の次に第 5 条の 2 から第 5 条の 5 までを加える。

(秘密の保持)

第 5 条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(秘密の保持)

2 成果物が記念的象徴的建築物に係るものである建築関係建設コンサルタント業務の委託契約を締結する場合には、第 5 条を次の条文に差し替える。

第 5 条 受注者は、成果物(第 36 条第 1 項の規定により読み替えて準用される第 30 条に規定する指定部分に係る成果物及び第 36 条第 2 項の規定により読み替えて準用される第 30 条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。)又は成果物を利用して完成した建築物(以下この条において「本件建築物」という。)が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下この条において「著作権等」という。)のうち受注者に帰属するもの(著作権法第 2 章第 3 節第 2 款に規定する著作者人格権を除く。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 略

【削除】

【削除】

【削除】

2 略

3 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾するものとする。この場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

(1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替え、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(4) 本件建築物を増築し、改築し、修繕し若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

4 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

5 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

【削除】

【削除】

【削除】

(著作権の譲渡等)

第 5 条の 2 受注者は、成果物（第 36 条第 1 項の規定により準用する第 30 条に規定する指定部分に係る成果物及び第 36 条第 2 項の規定により準用する第 30 条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条から第 5 条の 5 まで及び第 7 条の 2 において同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下この条から第 5 条の 5 までにおいて「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第 2 章第 3 節第 2 款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡するものとする。

(著作者人格権の制限)

6 発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は翻案することを許諾する。

7 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証するものとする。

8 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

【新規】

【新規】

第 5 条の 3 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

(1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(4) 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

(受注者の利用)

【新規】

第 5 条の 4 発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は、翻案することを許諾するものとする。

(著作権の侵害の防止)

第 5 条の 5 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証するものとする。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第 7 条の 2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 3 項に規定する登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される建築物又は本件建築物（以下「本件建築物等」という。）に係る意匠の実施を承諾するものとする。

2 受注者は、本件建築物等の形状等に係る意匠法第 3 条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に譲渡するものとする。

3 成果物が記念的象徴的建築物に係るものである土木関係建設コンサルタント業務(茨城県建設コンサルタント業務執行規則(平成 8 年茨城県規則第 19 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する土木関係建設コンサルタント業務をいう。)の委託契約を締結する場合には、第 7 条の 2 を次の条文に差し替える。

第 7 条の 2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和 34 年法

【新規】

【新規】

【新規】

律第 125 号) 第 2 条第 3 項に規定する登録意匠をいう。) を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される建築物又は本件建築物 (以下「本件建築物等」という。) に係る意匠の実施を承諾するものとする。

2 受注者は、本件建築物等の形状等に係る意匠法第 3 条の規定に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に譲渡するものとする。

4 略

3 略

茨城県建設コンサルタント業務執行規則新旧対照表

改正案

様式第1号（第3条第1項）

本件責任者：氏名

連絡先

担 当 者：氏名

連絡先

入 札 （ 見 積 ） 書

業務番号

第

号

業 務 名

業 務

見 積
金 額

茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）及び茨城県建設コンサルタント業務執行規則（平成8年茨城県規則第19号）の規定により上記のとおり入札（見積り）します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

殿

注1 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

2 金額の前に「¥」の記号を付すこと。

3 不用の文字は消すこと。

現行

様式第1号（第3条第1項）

入 札 （ 見 積 ） 書

業務番号

第

号

業 務 名

業 務

見 積
金 額

茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）及び茨城県建設コンサルタント業務執行規則（平成8年茨城県規則第19号）の規定により上記のとおり入札（見積り）します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

殿

注1 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

2 金額の前に「¥」の記号を付すこと。

3 不用の文字は消すこと。

本件責任者：氏名	連絡先
担当 者：氏名	連絡先

業 務 工 程 費

[illegible]

業 務 工 程 表

[illegible]

本件責任者：氏名	連絡先
担当：氏名	連絡先

第2号

業務の一部委任者・下請負人通知書

年 月 日	
殿	
受注者 住 所 商号又は名称 氏 名	
業務番号及び 業 務 名	第 号 業 務
委 任 者 又 は 下 請 負 人	住 所 商号又は名称 氏 名
委任又は下請負の内容	

第2号

業務の一部委任者・下請負人通知書

年 月 日	
殿	
受注者 住 所 商号又は名称 氏 名 印	
業務番号及び 業 務 名	第 号 業 務
委 任 者 又 は 下 請 負 人	住 所 商号又は名称 氏 名
委任又は下請負の内容	

本件責任者：氏名 担 当 者：氏名	連絡先 連絡先
----------------------	------------

第3号

管理技術者及び照査技術者選（改）任通知書

年 月 日 殿 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名			
業務番号及び 業 務 名	第 号 業 務		
契 約 年 月 日	年 月 日	履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
区 分	管 理 技 術 者		照 査 技 術 者
住 所 又 は 居 所	TEL		TEL
氏 名 及 び 生 年 月 日	MIS 年 月 日生		MIS 年 月 日生
最 終 学 歴			
業 務 に 必 要 な 免 許 ・ 資 格			
経 験 年 数	年		年

（注）照査技術者については、該当する場合に記載すること。

第3号

管理技術者及び照査技術者選（改）任通知書

年 月 日 殿 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名 印			
業務番号及び 業 務 名	第 号 業 務		
契 約 年 月 日	年 月 日	履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
区 分	管 理 技 術 者		照 査 技 術 者
住 所 又 は 居 所	TEL		TEL
氏 名 及 び 生 年 月 日	MIS 年 月 日生		MIS 年 月 日生
最 終 学 歴			
業 務 に 必 要 な 免 許 ・ 資 格			
経 験 年 数	年		年

（注）照査技術者については、該当する場合に記載すること。

本件責任者：氏名	連絡先
担当：氏名	連絡先

第4号

条件変更等通知書

年 月 日 殿 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名	
業務番号及び 業 務 名	第 号 業 務
業務委託料	円
通 知 事 項	

第4号

条件変更等通知書

年 月 日 殿 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名	
業務番号及び 業 務 名	第 号 業 務
業務委託料	円
通 知 事 項	

本件責任者：氏名 担 当 者：氏名	連絡先 連絡先
----------------------	------------

第5号

不可抗力による損害通知書

年 月 日 殿 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名	
業 務 番 号 及 び 業 務 名	第 号 業 務
通 知 事 項	1 損害の状況
	2 損害防止について行った手段

注 必要に応じ、通知事項を立証する書類、写真等を添付すること。

第5号

不可抗力による損害通知書

年 月 日 殿 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名	
業 務 番 号 及 び 業 務 名	第 号 業 務
通 知 事 項	1 損害の状況
	2 損害防止について行った手段

注 必要に応じ、通知事項を立証する書類、写真等を添付すること。

本件責任者：氏名	連絡先
担当：氏名	連絡先

第6号

業務完了通知書

年 月 日 殿 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名	
業務番号及び 業 務 名	第 号 業 務
契 約 年 月 日	年 月 日
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
業 務 委 託 料	円
完 了 年 月 日	年 月 日

第6号

業務完了通知書

年 月 日 殿 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名	
業務番号及び 業 務 名	第 号 業 務
契 約 年 月 日	年 月 日
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
業 務 委 託 料	円
完 了 年 月 日	年 月 日

